

大阪府では、看護師職が社会福祉施設等で活躍しています。ここではその一例をご紹介します。

障がい者自立センター

脳血管障がいや脳性まひ、脊髄損傷等により、肢体障がいや高次脳機能障がいのある方に対して支援プログラムを実施し、自立訓練及び施設入所支援のサービスを行うことで、地域での自立に向け、社会生活を高めるための支援を行っています。

看護師の業務

- ・入所者の健康管理
日々の健康観察、健康相談、健康指導、通院支援と医療機関・家族等との連絡調整 等
- ・医療行為、ケガ等の応急処置
体調不良時の対応、傷や褥瘡などの処置、導尿・摘便、緊急受診対応 等
- ・服薬管理、医薬物品の管理
定期薬及び臨時薬の整理及び服用分の仕分け
医療機器の管理や感染性廃棄物の管理及び廃棄処理 等



砂川厚生福祉センター

強度行動障がいや反社会・非社会的行動がみられる知的障がいのある方に対して、専門的な支援を提供します。そして、地域社会の中で自分らしく豊かに暮らせるよう、地域生活移行をめざしています。また、知的障がい者福祉に関する専門的な支援技術を発信し、研修等を通じ、人材育成にも取り組んでいます。

看護師の業務

- ・入所者の健康管理
日々の健康観察、健康相談、体重・BMI・血圧測定及び結果を踏まえた医師・栄養士との連携、採血及びデータ管理、定期通院における医療機関の受診対応 等
- ・入所者への服薬、ケガ等の応急処置、急変時の対応判断
創部の処置、浣腸、注射（採血）や怪我・てんかんに対する処置
入所者の急変時における受診の必要性の判断 等
- ・服薬管理、医薬物品の管理
定期薬及び臨時薬の整理及び服用分の仕分け
医療機器の管理や感染性廃棄物の管理及び廃棄処理 等



障がい者自立相談支援センター

18歳以上の身体障がい・知的障がいのある方への相談・援助について、市町村からの依頼に基づき、技術的な援助や助言、情報提供などを行っています。また、障がいのある方の地域生活の支援と、地域での相談支援に携わる方の人材育成に関する研修、身体障がい者手帳・療育手帳の発行事務を行っています。

看護師の業務

- ・医師の診察・面接への同席（来所相談、巡回相談）
車椅子や義足等の補装具費の支給適合判定に必要な医師の診察・面接への同席 等
- ・自立支援医療（更生医療）の適用判定に係る書類作成
障がい当事者の状態を把握し、ペースメーカー埋込術などの自立支援医療（更生医療）の適合を判定するための書類の作成（市町村からの依頼に基づく） 等



上記以外の社会福祉施設等（※）に配属される可能性があります。

※ 府女性相談センター 一時保護所、府子ども家庭センター 一時保護所、府立修徳学院等